

**令和元年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）
新旧対照表（案）**

令和元年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
10	2	第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）	（略）	（略）	（略）	第1編 総則 第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>災害予防</th><th>災害応急対策</th><th>災害復旧・復興</th></tr><tr><td>中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	（略）	（略）	（略）	表記の整理
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）	（略）	（略）	（略）																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	（略）	（略）	（略）																	
26	11	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 1 防災地域システム 市役所庁舎 （災害対策本部） 防災拠点 （9か所） 指定避難所 （40か所） 福祉避難所 （16か所） 地 域 自 治 組 織 〔区・町内会・自治 会・自主防災会等〕 物資集配拠点（総合体育館） 医薬品等供給拠点（総合保健医療センター・保健センター） ※福祉避難所のうち9か所は防災拠点を兼ねる。 2 施設の役割及び機能 (1) （略）	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 1 防災地域システム 市役所庁舎 （災害対策本部） 防災拠点 （9か所） 指定避難所 （41か所） 福祉避難所 （16か所） 地 域 自 治 組 織 〔区・町内会・自治 会・自主防災会等〕 物資集配拠点（総合体育館） 医薬品等供給拠点（総合保健医療センター・保健センター） ※福祉避難所のうち9か所は防災拠点を兼ねる。 2 施設の役割及び機能 (1) （略）	南城中学校を新たに指定避難所に追加したことによる修正																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																												
		(2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 全市域を9の防災圏域に区分し、それぞれの地域に防災拠点を指定する。圏域は、徒歩又は自転車での移動が可能な概ね半径2kmの日常生活圏とする。 <table><tr><th>防災圏域</th><th>防災拠点 (災害支援本部)</th><th>圏域内指定避難所 (小学校等)</th></tr><tr><td>味美地区</td><td>味美ふれあいセンター</td><td>味美、山王、白山、勝川</td></tr><tr><td>西部地区</td><td>西部ふれあいセンター</td><td>春日井、牛山、松山、柏原</td></tr><tr><td>鷹来地区</td><td>鷹来公民館</td><td>鷹来、西山、大手</td></tr><tr><td>東野地区</td><td>勤労福祉会館</td><td>東野、北城、松原</td></tr><tr><td>南部地区</td><td>南部ふれあいセンター</td><td>小野、上条</td></tr><tr><td>中部地区</td><td>総合福祉センター</td><td>神領、篠木、八幡、篠原、鳥居松、丸田</td></tr><tr><td>高蔵寺地区</td><td>高蔵寺ふれあいセンター</td><td>高座、不二、玉川、出川、中部大学</td></tr><tr><td>坂下地区</td><td>坂下公民館</td><td>坂下、西尾、神屋</td></tr><tr><td>東部地区</td><td>東部市民センター</td><td>高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西</td></tr></table>	防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)	味美地区	味美ふれあいセンター	味美、山王、白山、勝川	西部地区	西部ふれあいセンター	春日井、牛山、松山、柏原	鷹来地区	鷹来公民館	鷹来、西山、大手	東野地区	勤労福祉会館	東野、北城、松原	南部地区	南部ふれあいセンター	小野、上条	中部地区	総合福祉センター	神領、篠木、八幡、篠原、鳥居松、丸田	高蔵寺地区	高蔵寺ふれあいセンター	高座、不二、玉川、出川、中部大学	坂下地区	坂下公民館	坂下、西尾、神屋	東部地区	東部市民センター	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西	(2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 全市域を9の防災圏域に区分し、それぞれの地域に防災拠点を指定する。圏域は、徒歩又は自転車での移動が可能な概ね半径2kmの日常生活圏とする。 <table><tr><th>防災圏域</th><th>防災拠点 (災害支援本部)</th><th>圏域内指定避難所 (小学校等)</th></tr><tr><td>味美地区</td><td>味美ふれあいセンター</td><td>味美<u>小</u>、山王<u>小</u>、白山<u>小</u>、勝川<u>小</u></td></tr><tr><td>西部地区</td><td>西部ふれあいセンター</td><td>春日井<u>小</u>、牛山<u>小</u>、松山<u>小</u>、柏原<u>小</u></td></tr><tr><td>鷹来地区</td><td>鷹来公民館</td><td>鷹来<u>小</u>、西山<u>小</u>、大手<u>小</u></td></tr><tr><td>東野地区</td><td>勤労福祉会館</td><td>東野<u>小</u>、北城<u>小</u>、松原<u>小</u></td></tr><tr><td>南部地区</td><td>南部ふれあいセンター</td><td>小野<u>小</u>、上条<u>小</u></td></tr><tr><td>中部地区</td><td>総合福祉センター</td><td>神領<u>小</u>、篠木<u>小</u>、八幡<u>小</u>、篠原<u>小</u>、鳥居松<u>小</u>、丸田<u>小</u>、<u>南城中</u></td></tr><tr><td>高蔵寺地区</td><td>高蔵寺ふれあいセンター</td><td>高座<u>小</u>、不二<u>小</u>、玉川<u>小</u>、出川<u>小</u>、中部大学</td></tr><tr><td>坂下地区</td><td>坂下公民館</td><td>坂下<u>小</u>、西尾<u>小</u>、神屋<u>小</u></td></tr><tr><td>東部地区</td><td>東部市民センター</td><td>高森台<u>小</u>、中央台<u>小</u>、東高森台<u>小</u>、石尾台<u>小</u>、押沢台<u>小</u>、藤山台<u>小</u>、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、岩成台<u>小</u>、岩成台西<u>小</u></td></tr></table>	防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)	味美地区	味美ふれあいセンター	味美 <u>小</u> 、山王 <u>小</u> 、白山 <u>小</u> 、勝川 <u>小</u>	西部地区	西部ふれあいセンター	春日井 <u>小</u> 、牛山 <u>小</u> 、松山 <u>小</u> 、柏原 <u>小</u>	鷹来地区	鷹来公民館	鷹来 <u>小</u> 、西山 <u>小</u> 、大手 <u>小</u>	東野地区	勤労福祉会館	東野 <u>小</u> 、北城 <u>小</u> 、松原 <u>小</u>	南部地区	南部ふれあいセンター	小野 <u>小</u> 、上条 <u>小</u>	中部地区	総合福祉センター	神領 <u>小</u> 、篠木 <u>小</u> 、八幡 <u>小</u> 、篠原 <u>小</u> 、鳥居松 <u>小</u> 、丸田 <u>小</u> 、 <u>南城中</u>	高蔵寺地区	高蔵寺ふれあいセンター	高座 <u>小</u> 、不二 <u>小</u> 、玉川 <u>小</u> 、出川 <u>小</u> 、中部大学	坂下地区	坂下公民館	坂下 <u>小</u> 、西尾 <u>小</u> 、神屋 <u>小</u>	東部地区	東部市民センター	高森台 <u>小</u> 、中央台 <u>小</u> 、東高森台 <u>小</u> 、石尾台 <u>小</u> 、押沢台 <u>小</u> 、藤山台 <u>小</u> 、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、岩成台 <u>小</u> 、岩成台西 <u>小</u>	表記の整理 南城中学校を新たに指定避難所に追加したことによる修正
防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)																																																														
味美地区	味美ふれあいセンター	味美、山王、白山、勝川																																																														
西部地区	西部ふれあいセンター	春日井、牛山、松山、柏原																																																														
鷹来地区	鷹来公民館	鷹来、西山、大手																																																														
東野地区	勤労福祉会館	東野、北城、松原																																																														
南部地区	南部ふれあいセンター	小野、上条																																																														
中部地区	総合福祉センター	神領、篠木、八幡、篠原、鳥居松、丸田																																																														
高蔵寺地区	高蔵寺ふれあいセンター	高座、不二、玉川、出川、中部大学																																																														
坂下地区	坂下公民館	坂下、西尾、神屋																																																														
東部地区	東部市民センター	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、岩成台、岩成台西																																																														
防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定避難所 (小学校等)																																																														
味美地区	味美ふれあいセンター	味美 <u>小</u> 、山王 <u>小</u> 、白山 <u>小</u> 、勝川 <u>小</u>																																																														
西部地区	西部ふれあいセンター	春日井 <u>小</u> 、牛山 <u>小</u> 、松山 <u>小</u> 、柏原 <u>小</u>																																																														
鷹来地区	鷹来公民館	鷹来 <u>小</u> 、西山 <u>小</u> 、大手 <u>小</u>																																																														
東野地区	勤労福祉会館	東野 <u>小</u> 、北城 <u>小</u> 、松原 <u>小</u>																																																														
南部地区	南部ふれあいセンター	小野 <u>小</u> 、上条 <u>小</u>																																																														
中部地区	総合福祉センター	神領 <u>小</u> 、篠木 <u>小</u> 、八幡 <u>小</u> 、篠原 <u>小</u> 、鳥居松 <u>小</u> 、丸田 <u>小</u> 、 <u>南城中</u>																																																														
高蔵寺地区	高蔵寺ふれあいセンター	高座 <u>小</u> 、不二 <u>小</u> 、玉川 <u>小</u> 、出川 <u>小</u> 、中部大学																																																														
坂下地区	坂下公民館	坂下 <u>小</u> 、西尾 <u>小</u> 、神屋 <u>小</u>																																																														
東部地区	東部市民センター	高森台 <u>小</u> 、中央台 <u>小</u> 、東高森台 <u>小</u> 、石尾台 <u>小</u> 、押沢台 <u>小</u> 、藤山台 <u>小</u> 、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、岩成台 <u>小</u> 、岩成台西 <u>小</u>																																																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(5) 指定避難所 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、指定避難所の補完施設とし、指定避難所で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が指定避難所として利用されている間の小学校教育の場所とする。	(5) 指定避難所 <u>尾東小学校を除く市内 37 の小学校</u>、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、<u>中部大学と南城中学校を避難所に指定し</u>、市民の安全確保、物資の供給等被災者の救援を行う。なお、<u>南城中学校、尾東中学校を除く市内 14 の中学校</u>は、指定避難所の補完施設とし、指定避難所で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が指定避難所として利用されている間の小学校教育の場所とする。	南城中学校を新たに指定避難所に追加したことによる修正
32	31	第 2 節 防災活動体制の整備 5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア (略) イ 災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 (3)～(7) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料 5－1～69）	第 2 節 防災活動体制の整備 5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア (略) イ 災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u> (3)～(7) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料 5－1～86）	表記の整理
44	1	第 7 節 緊急輸送体制の整備 資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所（資料 4－4）	第 7 節 緊急輸送体制の整備 資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所（資料 4－3）	表記の整理
45	6	第 2 章 市民の防災行動力の向上 第 1 節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判	第 2 章 市民の防災行動力の向上 第 1 節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	断に基づき行動できるよう、県や <u>防災関係機関</u> 、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。	表記の整理
48	2	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 防災教育の実施 ア 児童等に対する<u>安全教育</u> 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全教育</u>は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) (略) (2) 防災教育の実施 ア 児童等に対する<u>防災教育</u> 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。</u>	表記の整理 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正
52	10	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携・協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等や<u>ボランティア団体</u>が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 (追加)	第4節 防災ボランティアとの連携 1 連携・協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等や<u>NPO・ボランティア等</u>が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 <u>市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> <u>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア</u>	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。	
53	19	第5節 要配慮者の安全対策 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。 市においては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>ボランティア団体</u>等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 （略） 2 避難行動要支援者対策 (1)～(3) （略） (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 <u>消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をこの計画であらかじめ定めておく。</u> 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について定めておく。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育や<u>ボランティア団体</u>と連携した防災訓練の実施に努める。	第5節 要配慮者の安全対策 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。 市においては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO・ボランティア</u>等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 （略） 2 避難行動要支援者対策 (1)～(3) （略） (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者は、<u>区・町内会・自治会、民生委員・児童委員とする。</u> 併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について<u>講ずる。</u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育や<u>NPO・ボランティア等</u>と連携した防災訓練の実施に努める。	表記の整理 表記の整理
57	8	第6節 企業防災の促進	第6節 企業防災の促進	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		3 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 （略）	3 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに<u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 （略）	表記の整理
59	23	第7節 帰宅困難者対策 1 帰宅困難者に対する措置 (1)～(3) （略） (4) 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。	第7節 帰宅困難者対策 1 帰宅困難者に対する措置 (1)～(3) （略） (4) 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。	名称の修正
61	28	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 建築物の安全対策 (1) （略） (2) 耐震改修促進計画	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 建築物の安全対策 (1) （略） (2) 耐震改修促進計画	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア、イ (略) ウ この法律に定める「<u>耐震改修促進計画</u>」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、<u>指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u>	ア、イ (略) ウ <u>市耐震改修促進計画</u>に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。 また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、<u>一定規模以上であり、かつ不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物を要緊急安全確認大規模建築物として指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。</u> <u>さらに、緊急輸送道路の沿道に存する建築物であって一定の高さ以上のものを要安全確認計画記載建築物として指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。</u>	対策の追加
64	2	3 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 宅地危険箇所の耐震化 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。</u>	3 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 宅地危険箇所の耐震化 市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。	表記の整理
65	14	4 土砂災害の防止 (1) (略) (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア (略) イ (略) (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等） (イ)～(カ) (略) ウ 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	4 土砂災害の防止 (1) (略) (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア (略) イ (略) (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（(エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕</u>）の伝達方法等） (イ)～(カ) (略) ウ 土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル 4 相当情報〔土砂災害〕</u>）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
68	21	6 文化財の保護 (1)～(6) (略) (追加)	6 文化財の保護 (1)～(6) (略) <u>(7) 重要文化財の耐震対策</u> 平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官(建造物担当) の事務連絡「重要文化財(建造物)の耐震対策について」の とおり、下記の耐震対策を実施する。 <u>ア 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> <u>イ 対処方針の作成・提出</u> <u>ウ 耐震対策推進の周知徹底</u> <u>エ 補助事業における耐震予備診断の必須</u> <u>オ 耐震予備診断実施の徹底</u>	対策の追加
69	15	第2節 都市基盤整備の推進 (略) 1 公共施設 (1) 道路 ア～カ (略) キ 県は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、 耐震改修促進法に基づき、広域的な避難、救助の観点から 必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務 付ける道路として指定する。	第2節 都市基盤整備の推進 (略) 1 公共施設 (1) 道路 ア～カ (略) キ 県は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、 耐震改修促進法に基づき、広域的な避難、救助の観点から 必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務 付ける <u>ことや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進す</u> <u>る道路として指定する。</u>	対策の追加
80	11	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1)～(4) (略) (5) 避難に関する広報 イ 市の避難計画 (ア)～(ウ) (略) (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所開設に 伴う被災者救援措置に関する事項 (略) 5 避難行動の促進対策 (1) <u>避難勧告等は空振りをおそれず、早めに出すことを基本と</u> <u>し、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u>	第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1)～(4) (略) (5) 避難に関する広報 イ 市の避難計画 (ア)～(ウ) (略) (エ) 指定緊急避難場所 <u>開放</u> 、指定避難所及び福祉避難所開 設に伴う被災者救援措置に関する事項 (略) 5 避難行動の促進対策 (1) 避難勧告等は空振りをおそれず、 <u>住民等が適切な避難行動</u> <u>をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u>	表記の整理 避難勧告等に 関するガイド

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
		(2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (3) （略） (4) その他 ア 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	(2) 災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 <u>また、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u> (3) （略） (4) その他 ア 市は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u>	ラインの改定に伴う修正 対策の追加 表記の整理						
85	11	第３編 東海地震に関する事前対策（略） ただし、気象庁が、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の最終報告書（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始し、「東海地震に関連する情報」の発表を行っていないことから、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う市の当面の間の対応については、資料 8 付録に整理するとともに、今後、国及び県の動向を踏まえ、この計画に反映させることとする。	第３編 東海地震に関する事前対策（略） ただし、気象庁が、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の最終報告書（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始し、「東海地震に関連する情報」の発表を行っていないことから、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う市の当面の間の対応については、資料 8 付録に整理するとともに、今後、国及び県の動向を踏まえ、この計画に反映させることとする。	表記の整理						
105	24	第４編 災害応急対策計画 第１章 応急活動組織 第１節 活動組織の設置 ２ 災害警戒本部 (1) 略 (2) 組織 <table><tr><td>警戒本部員</td><td>総務部長 市民安全課長</td><td>(本部事務局部) (本部事務局部)</td></tr></table>	警戒本部員	総務部長 市民安全課長	(本部事務局部) (本部事務局部)	第４編 災害応急対策計画 第１章 応急活動組織 第１節 活動組織の設置 ２ 災害警戒本部 (1) 略 (2) 組織 <table><tr><td>警戒本部員</td><td>総務部長 市民安全課長</td><td>(本部事務局部) (本部事務局部)</td></tr></table>	警戒本部員	総務部長 市民安全課長	(本部事務局部) (本部事務局部)	
警戒本部員	総務部長 市民安全課長	(本部事務局部) (本部事務局部)								
警戒本部員	総務部長 市民安全課長	(本部事務局部) (本部事務局部)								

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				市民安全課職員 (本部事務局部) 人事課長 (動員部) 教育委員会教育総務課長 (避難部) 道路課長 (技術部公共土木班) 消防本部消防総務課長 (消防公安部) 消防本部通信指令室長 (消防公安部) 消防本部通信指令室職員 (消防公安部)		市民安全課全職員 (本部事務局部) 人事課長 (動員部) 教育委員会教育総務課長 (避難部) 道路課長 (技術部公共土木班) 消防本部消防総務課長 (消防公安部) 消防本部通信指令室長 (消防公安部) 消防本部通信指令室職員 (消防公安部)	表記の整理	
107	28	3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 災害対策本部組織図			3 災害対策本部 (1)～(4) (略) (5) 設置及び廃止の通知 災害対策本部組織図			表記の整理
春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部 (現地災害対策本部)」 春日井市災害警戒本部 本部長 (市長) 本部長付 (企画政策部長) 副本部長 (副市長、教育長) 部長 (総務部長、企画政策部長、 財政部長、市民生活部長、文 化スポーツ部長、健康福祉部 長、青少年子ども部長、環境 部長、産業部長、まちづくり 推進部長、建設部長、上下水 道部長、会計管理者、消防 長、教育部長、議会事務局 長、監査事務局長) 部長会議 本部事務局部 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 避難部 消防公安部 救護福祉部 衛生部 物資供給部 ボランティア部 会計部 「災害支援本部」 (福祉避難所) 防災拠点 (福祉避難所) 補完施設 (福祉避難所) 指定避難所 医薬品等供給拠 点 (総合保健医療センター) 物資集配拠点 (総合体育館) 施設設備態勢 春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部 (現地災害対策本部)」 春日井市災害警戒本部 本部長 (市長) 本部長付 (企画政策部長) 副本部長 (副市長、教育長) 部長 (総務部長、総務部参事、企 画政策部長、財政部長、市民 生活部長、文化スポーツ部 長、健康福祉部長、青少年子 ども部長、環境部長、産業部 長、まちづくり推進部長、建 設部長、建設部次長兼まちづ くり推進部次長、上下水道部 長、会計管理者、消防長、教 育部長、議会事務局長、監査 事務局長) 部長会議 本部事務局部 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 避難部 消防公安部 救護福祉部 衛生部 物資供給部 ボランティア部 会計部 「災害支援本部」 (福祉避難所) 防災拠点 (福祉避難所) 補完施設 (福祉避難所) 指定避難所 医薬品等供給拠 点 (総合保健医療センター) 物資集配拠点 (総合体育館) 施設設備態勢 愛 知 県 (略) (略) 愛 知 県 (略) (略)								

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考			
			防災局災害対策課	(略)		防災安全局災害対策課	(略)		表記の整理				
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
111	4	6 配備態勢等 (1) 配備態勢				6 配備態勢等 (1) 配備態勢				表記の整理			
		種別	施設名	配備要員	主な活動内容	種別	施設名	配備要員	主な活動内容				
		第2次非常配備態勢	知多公民館 青年の家 <u>野外教育センター</u> 清掃事業所 衛生プラント 配水管理事務所 各浄化センター クリーンセンター 市民病院	施設職員全員	1 施設の緊急点検及び被害状況の伝達 2 施設の応急復旧	第2次非常配備態勢	知多公民館 青年の家 <u>少年自然の家</u> 清掃事業所 衛生プラント 配水管理事務所 各浄化センター クリーンセンター 市民病院	施設職員全員	1 施設の緊急点検及び被害状況の伝達 2 施設の応急復旧				
			(略)				(略)						
			(略)				(略)						
			(略)				(略)						
			(略)				(略)						
115	1	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局				第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局							
		市町名	担当部課名	住 所	連絡先	電 話	市町名	担当部課名	住 所			連絡先	電 話
						FAX							FAX
						防災行政無線電話						防災行政無線電話	
		犬山市	(略)	(略)	(略)	(略)	犬山市	(略)	(略)	(略)			
					(略)					(略)			
					(略)					(略)			

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		江南市	危機管理室 防災安全課	(略)	(略)	江南市	都市整備部 防災安全課	(略)	(略)	表記の整理
		(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局				(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局				表記の整理
		市町名	担当部課名	住所	連絡先	市町名	担当部課名	住所	連絡先	
					電話				電話	
					FAX				FAX	
					防災行政 無線電話				防災行政 無線電話	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		豊明市	市民生活部 防災防犯対策室	(略)	(略)	豊明市	市民生活部 防災防犯対策課	(略)	(略)	
					(略)				(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		長久手市	くらし文化部 安心安全課	(略)	0561-56-0611	長久手市	くらし文化部 安心安全課	(略)	0561-63-1111	
					0561-63-6585				0561-63-6585	
					732-2-366				732-2-366	
		資料 「様式・資料集」愛知県東尾張地区における災害時相互応援に関する協定書（資料5－20）				資料 「様式・資料集」愛知県東尾張地区における災害時相互応援に関する協定書（資料5－19）				
		(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、平成29、30年度は、一宮市が代表市となっている。				(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和元年度は、一宮市が代表市となっている。				
		4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応援要請等 (略) 災害時相互応援協定締結地方自治体				4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応援要請等 (略) 災害時相互応援協定締結地方自治体				
		自治体名	担当部課名	住所	連絡先	自治体名	担当部課名	住所	連絡先	表記の整理
					電話				電話	
					FAX				FAX	
		岐阜県 大垣市	生活環境部 生活安全課	(略)	(略)	岐阜県 大垣市	生活環境部 危機管理室	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
120	14	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) 自衛隊災害派遣要請系統図 ※1 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。 ※2 災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。 3 派遣部隊の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所（資料4－<u>4</u>）	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ (略) 自衛隊災害派遣要請系統図 ※1 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。 ※2 災害の状況等を自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。 3 派遣部隊の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」ヘリポート可能箇所（資料4－<u>3</u>）	表記の整理				
124	24	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署地域課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社春日井営業所 東邦瓦斯株式会社春日井営業所</td></tr></table>	機関名	春日井警察署地域課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社春日井営業所 東邦瓦斯株式会社春日井営業所	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所</td></tr></table>	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所	表記の整理
機関名	春日井警察署地域課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社春日井営業所 東邦瓦斯株式会社春日井営業所							
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																										
133	35	第3節 被害情報の収集及び伝達 4 県への報告 (1) (略) (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>報告を要する場合</th><th>報告先</th></tr><tr><td>人、住家被害等</td><td>1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。</td><td>県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災局とする。</td></tr></table> 5 火災・災害即報要領に基づく報告 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先 <table><tr><th>区分</th><th>第1非常配備</th><th>第2非常配備 (準備体制)</th><th>第2非常配備 (警戒体制)</th><th>第3非常配備</th></tr><tr><td rowspan="10">勤務時間内</td><td>配備場所</td><td colspan="2">尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="8">NTT</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>(略)</td><td>庁舎代表</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">防災</td><td>内線</td><td>(略)</td><td>内線</td><td>(略)</td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">消防</td><td>内線</td><td>2432、2438</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">保安</td><td>内線</td><td>(略)</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td>NTTFAX</td><td colspan="2">(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">防災行政</td><td>防災</td><td colspan="2">(略)</td><td>総括班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防</td><td colspan="2">無線発信番号</td><td>総務班</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	報告を要する場合	報告先	人、住家被害等	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。	県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災局とする。	区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)		(略)	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)	防災	内線	(略)	内線	(略)	直通	(略)	直通	(略)	消防	内線	2432、2438			直通	(略)	保安	内線	(略)			直通	(略)	NTTFAX	(略)		直通	(略)	防災行政	防災	(略)		総括班	(略)	消防	無線発信番号		総務班	(略)	第3節 被害情報の収集及び伝達 4 県への報告 (1) (略) (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>報告を要する場合</th><th>報告先</th></tr><tr><td>人、住家被害等</td><td>1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。</td><td>県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災安全局とする。</td></tr></table> 5 火災・災害即報要領に基づく報告 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先 <table><tr><th>区分</th><th>第1非常配備</th><th>第2非常配備 (準備体制)</th><th>第2非常配備 (警戒体制)</th><th>第3非常配備</th></tr><tr><td rowspan="10">勤務時間内</td><td>配備場所</td><td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="8">NTT</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>(略)</td><td>庁舎代表</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">防災</td><td>内線</td><td>(略)</td><td>内線</td><td>(略)</td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">消防</td><td>内線</td><td>2434、2438</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">保安</td><td>内線</td><td>(略)</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td>NTTFAX</td><td colspan="2">(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">防災行政</td><td>防災</td><td colspan="2">(略)</td><td>総括班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防</td><td colspan="2">無線発信番号</td><td>総務班</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	報告を要する場合	報告先	人、住家被害等	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。	県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災安全局とする。	区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		(略)	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)	防災	内線	(略)	内線	(略)	直通	(略)	直通	(略)	消防	内線	2434、2438			直通	(略)	保安	内線	(略)			直通	(略)	NTTFAX	(略)		直通	(略)	防災行政	防災	(略)		総括班	(略)	消防	無線発信番号		総務班	(略)	表記の整理
区 分	報告を要する場合	報告先																																																																																																																												
人、住家被害等	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。	県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災局とする。																																																																																																																												
区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																																																																																										
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)		(略)																																																																																																																										
	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)																																																																																																																								
		防災	内線	(略)	内線	(略)																																																																																																																								
			直通	(略)	直通	(略)																																																																																																																								
		消防	内線	2432、2438																																																																																																																										
			直通	(略)																																																																																																																										
		保安	内線	(略)																																																																																																																										
			直通	(略)																																																																																																																										
		NTTFAX	(略)		直通	(略)																																																																																																																								
	防災行政	防災	(略)		総括班	(略)																																																																																																																								
消防		無線発信番号		総務班	(略)																																																																																																																									
区 分	報告を要する場合	報告先																																																																																																																												
人、住家被害等	1 県災害対策本部が設置されたとき。 2 市対策本部を設置したとき。 3 救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 4 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。	県災害対策本部 (注)対策本部が設置されていない場合は、防災安全局とする。																																																																																																																												
区分	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																																																																																										
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		(略)																																																																																																																										
	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)																																																																																																																								
		防災	内線	(略)	内線	(略)																																																																																																																								
			直通	(略)	直通	(略)																																																																																																																								
		消防	内線	2434、2438																																																																																																																										
			直通	(略)																																																																																																																										
		保安	内線	(略)																																																																																																																										
			直通	(略)																																																																																																																										
		NTTFAX	(略)		直通	(略)																																																																																																																								
	防災行政	防災	(略)		総括班	(略)																																																																																																																								
消防		無線発信番号		総務班	(略)																																																																																																																									
				表記の整理																																																																																																																										

頁	行	修 正 前						修 正 後						備 考
		勤務時間外	無線		-602-2432、2438				無線		-602-2434、2438			
				保安	(略)		情報班	(略)		保安	(略)		情報班	(略)
						支援班		(略)				支援班		(略)
						県民相談		(略)				県民相談		(略)
			防災行政無線 (FAX)	(略)		(略)		防災行政無線 (FAX)	(略)		(略)			
			配備場所	NTT	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)	(略)		NTT	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)	(略)				
					庁舎代表				(略)			庁舎代表	(略)	
					直通				(略)			直通	(略)	
					NTTFAX				(略)			NTTFAX	(略)	
					防災行政無線				(略)			防災行政無線	(略)	
		防災行政無線 (FAX)	(略)		防災行政無線 (FAX)	(略)								
		(略)												
		(追加)												
		愛知県災害対策本部への連絡先												
				平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備						
				本庁舎 2 階 防災安全局内			自治センター 6 階 災害情報センター							
		勤務時間内	NTT	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302～5304(総括部総括班) 内線 5306～5307(総括部渉外班) 内線 5308～5310(広報部広報班) 内線 5311～5312(情報部整理班) 内線 5313、5320～5322 (情報部局・公共機関班)							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																													
			<table><tr><td></td><td><u>(直通) 052-954-6193</u> <u>(災害・特殊災害)</u> <u>052-954-6141</u> <u>(救急・救助)</u> <u>052-954-6144</u> <u>(火災、危険物)</u></td><td><u>内線 5314～5316(情報部復旧班)</u> <u>内線 5317～5319(情報部方面班)</u> <u>内線 5339～5340(情報部調査班)</u> <u>内線 5323～5324</u> <u>(運用部庶務班・財務会計班)</u> <u>内線 5325～5327</u> <u>(運用部運用班・石コン本部)</u></td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td><u>052-954-6912(2 階災害対策課内(災害・特殊災害))</u> <u>052-954-6922(6 階災害対策課通信グループ)</u> <u>052-954-6913(2 階消防保安課内(火災・危険物))</u> <u>052-954-6994(1 階消防保安課内(救急・救助))</u></td><td><u>052-971-7103</u> <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u></td></tr><tr><td>防災 行政 無線</td><td><u>600-2512(2 階災害対策課内)</u> <u>600-2512(災害)</u> <u>600-2512(特殊災害)</u> <u>600-2522(火災)</u> <u>600-2522(危険物)</u> <u>600-2539(救急・救助)</u></td><td><u>600-1360～1362(総括部総括班)</u> <u>600-1363(総括部渉外班)</u> <u>600-1364(広報部広報班)</u> <u>600-1375(情報部整理班)</u> <u>600-1365, 1367</u> <u>(情報部局・公共機関班)</u> <u>600-1366(情報部方面班)</u> <u>600-1322(情報部調査班)</u> <u>600-1321(警察・海保連絡員)</u> <u>600-1324(自衛隊連絡員)</u></td></tr><tr><td>防災 行政 無線 FAX</td><td><u>600-1510</u></td><td><u>600-1514</u></td></tr><tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td>NTT</td><td><u>052-954-6844(宿日直室)</u></td><td><u>上記勤務時間内の欄に同じ</u></td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td><u>052-954-6995(宿日直室)</u></td><td><u>同上</u></td></tr><tr><td>防災 行政 無線</td><td><u>600-5250, 5251, 5252, 5253(宿日直室)</u></td><td><u>同上</u></td></tr><tr><td>防災 行政 無線 FAX</td><td><u>600-4695(宿日直室)</u></td><td><u>同上</u></td></tr><tr><td colspan="2">e-mail</td><td><u>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</u></td><td><u>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</u></td></tr></table>		<u>(直通) 052-954-6193</u> <u>(災害・特殊災害)</u> <u>052-954-6141</u> <u>(救急・救助)</u> <u>052-954-6144</u> <u>(火災、危険物)</u>	<u>内線 5314～5316(情報部復旧班)</u> <u>内線 5317～5319(情報部方面班)</u> <u>内線 5339～5340(情報部調査班)</u> <u>内線 5323～5324</u> <u>(運用部庶務班・財務会計班)</u> <u>内線 5325～5327</u> <u>(運用部運用班・石コン本部)</u>	NTT FAX	<u>052-954-6912(2 階災害対策課内(災害・特殊災害))</u> <u>052-954-6922(6 階災害対策課通信グループ)</u> <u>052-954-6913(2 階消防保安課内(火災・危険物))</u> <u>052-954-6994(1 階消防保安課内(救急・救助))</u>	<u>052-971-7103</u> <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u>	防災 行政 無線	<u>600-2512(2 階災害対策課内)</u> <u>600-2512(災害)</u> <u>600-2512(特殊災害)</u> <u>600-2522(火災)</u> <u>600-2522(危険物)</u> <u>600-2539(救急・救助)</u>	<u>600-1360～1362(総括部総括班)</u> <u>600-1363(総括部渉外班)</u> <u>600-1364(広報部広報班)</u> <u>600-1375(情報部整理班)</u> <u>600-1365, 1367</u> <u>(情報部局・公共機関班)</u> <u>600-1366(情報部方面班)</u> <u>600-1322(情報部調査班)</u> <u>600-1321(警察・海保連絡員)</u> <u>600-1324(自衛隊連絡員)</u>	防災 行政 無線 FAX	<u>600-1510</u>	<u>600-1514</u>	勤務時間外	NTT	<u>052-954-6844(宿日直室)</u>	<u>上記勤務時間内の欄に同じ</u>	NTT FAX	<u>052-954-6995(宿日直室)</u>	<u>同上</u>	防災 行政 無線	<u>600-5250, 5251, 5252, 5253(宿日直室)</u>	<u>同上</u>	防災 行政 無線 FAX	<u>600-4695(宿日直室)</u>	<u>同上</u>	e-mail		<u>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</u>	<u>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</u>	
	<u>(直通) 052-954-6193</u> <u>(災害・特殊災害)</u> <u>052-954-6141</u> <u>(救急・救助)</u> <u>052-954-6144</u> <u>(火災、危険物)</u>	<u>内線 5314～5316(情報部復旧班)</u> <u>内線 5317～5319(情報部方面班)</u> <u>内線 5339～5340(情報部調査班)</u> <u>内線 5323～5324</u> <u>(運用部庶務班・財務会計班)</u> <u>内線 5325～5327</u> <u>(運用部運用班・石コン本部)</u>																															
NTT FAX	<u>052-954-6912(2 階災害対策課内(災害・特殊災害))</u> <u>052-954-6922(6 階災害対策課通信グループ)</u> <u>052-954-6913(2 階消防保安課内(火災・危険物))</u> <u>052-954-6994(1 階消防保安課内(救急・救助))</u>	<u>052-971-7103</u> <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u>																															
防災 行政 無線	<u>600-2512(2 階災害対策課内)</u> <u>600-2512(災害)</u> <u>600-2512(特殊災害)</u> <u>600-2522(火災)</u> <u>600-2522(危険物)</u> <u>600-2539(救急・救助)</u>	<u>600-1360～1362(総括部総括班)</u> <u>600-1363(総括部渉外班)</u> <u>600-1364(広報部広報班)</u> <u>600-1375(情報部整理班)</u> <u>600-1365, 1367</u> <u>(情報部局・公共機関班)</u> <u>600-1366(情報部方面班)</u> <u>600-1322(情報部調査班)</u> <u>600-1321(警察・海保連絡員)</u> <u>600-1324(自衛隊連絡員)</u>																															
防災 行政 無線 FAX	<u>600-1510</u>	<u>600-1514</u>																															
勤務時間外	NTT	<u>052-954-6844(宿日直室)</u>	<u>上記勤務時間内の欄に同じ</u>																														
	NTT FAX	<u>052-954-6995(宿日直室)</u>	<u>同上</u>																														
	防災 行政 無線	<u>600-5250, 5251, 5252, 5253(宿日直室)</u>	<u>同上</u>																														
	防災 行政 無線 FAX	<u>600-4695(宿日直室)</u>	<u>同上</u>																														
e-mail		<u>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</u>	<u>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</u>																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考												
		消防庁への連絡先 緊急消防援助隊の応援要請先(消防庁災害対策本部広域応援班) <table><tr><td>(N T T回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)</td><td>(消防防災無線) <u>7527</u> <u>7537 (FAX)</u></td></tr></table> 夜間・休日時(消防庁宿直室) <table><tr><td>(N T T回線) 03-5253-7777 03-5253-<u>7537</u> (FAX)</td><td>(消防防災無線) <u>7782</u> <u>7789 (FAX)</u></td></tr></table>	(N T T回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	(消防防災無線) <u>7527</u> <u>7537 (FAX)</u>	(N T T回線) 03-5253-7777 03-5253- <u>7537</u> (FAX)	(消防防災無線) <u>7782</u> <u>7789 (FAX)</u>	<table><tr><td>防災 web メール</td><td>kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)</td></tr></table> 消防庁への連絡先 通常時 (平日 (祝日、年末・年始除く) 9 : 00～17 : 00) (消防庁防災課応急対策室) <table><tr><td>N T T回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)</td><td>消防防災無線 <u>9#92-90-43xxx</u> <u>92-9049033 (FAX)</u></td><td><u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u> <u>9-048-500-90-43xxx</u> (下 3 桁は衛星電話番号簿を参照) <u>9-048-500-90-49033</u> (FAX)</td></tr></table> 夜間・休日時(消防庁宿直室) <table><tr><td>N T T回線 03-5253-7777 03-5253-<u>7553</u> (FAX)</td><td>消防防災無線 <u>92-90-49102</u> <u>92-90-49036</u> (FAX)</td><td><u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u> <u>9-048-500-90-49102</u> <u>9-048-500-90-49036</u> (FAX)</td></tr></table>	防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)	N T T回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	消防防災無線 <u>9#92-90-43xxx</u> <u>92-9049033 (FAX)</u>	<u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u> <u>9-048-500-90-43xxx</u> (下 3 桁は衛星電話番号簿を参照) <u>9-048-500-90-49033</u> (FAX)	N T T回線 03-5253-7777 03-5253- <u>7553</u> (FAX)	消防防災無線 <u>92-90-49102</u> <u>92-90-49036</u> (FAX)	<u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u> <u>9-048-500-90-49102</u> <u>9-048-500-90-49036</u> (FAX)	
(N T T回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	(消防防災無線) <u>7527</u> <u>7537 (FAX)</u>															
(N T T回線) 03-5253-7777 03-5253- <u>7537</u> (FAX)	(消防防災無線) <u>7782</u> <u>7789 (FAX)</u>															
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)															
N T T回線 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	消防防災無線 <u>9#92-90-43xxx</u> <u>92-9049033 (FAX)</u>	<u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u> <u>9-048-500-90-43xxx</u> (下 3 桁は衛星電話番号簿を参照) <u>9-048-500-90-49033</u> (FAX)														
N T T回線 03-5253-7777 03-5253- <u>7553</u> (FAX)	消防防災無線 <u>92-90-49102</u> <u>92-90-49036</u> (FAX)	<u>地域衛星通信</u> <u>ネットワーク</u> <u>9-048-500-90-49102</u> <u>9-048-500-90-49036</u> (FAX)														
147	2	第 3 章 消防・救助活動 第 3 節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) (略) (2) 県防災ヘリコプター支援要請 (略) ア 応援要請をするときは、あらかじめ防災局消防保安課防災航空グループに、電話等により必要な速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出する。 イ 緊急時応援要請連絡先 <table><tr><td>防災局消防保安課 防災航空グループ</td><td>(略)</td></tr></table> 3、4 (略) 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 消防相互応援協定及び災対法第 67 条 (他の市町村長等に対す	防災局消防保安課 防災航空グループ	(略)	第 3 章 消防・救助活動 第 3 節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) (略) (2) 県防災ヘリコプター支援要請 (略) ア 応援要請をするときは、あらかじめ防災安全局消防保安課防災航空グループに、電話等により必要な速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出する。 イ 緊急時応援要請連絡先 <table><tr><td>防災安全局消防保安課 防災航空グループ</td><td>(略)</td></tr></table> 3、4 (略) 5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 消防相互応援協定及び災対法第 67 条 (他の市町村長等に対す	防災安全局消防保安課 防災航空グループ	(略)	表記の整理								
防災局消防保安課 防災航空グループ	(略)															
防災安全局消防保安課 防災航空グループ	(略)															

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		る応援の要求)の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、市長は、市の地域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。 消防相互応援に関する協定 <table><tr><th></th><th>協 定 名 称</th><th>協 定 機 関</th></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－33）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定（資料5－34）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－38）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4</td><td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－35）</td><td>（略）</td></tr></table>		協 定 名 称	協 定 機 関	1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－33）	（略）	2	消防相互応援協定（資料5－34）	（略）	3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－38）	（略）	4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－35）	（略）	る応援の要求)の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、市長は、市の地域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において、消防機関を協力させる。 消防相互応援に関する協定 <table><tr><th></th><th>協 定 名 称</th><th>協 定 機 関</th></tr><tr><td>1</td><td>愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－40）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2</td><td>消防相互応援協定（資料5－41）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>3</td><td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－45）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4</td><td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－42）</td><td>（略）</td></tr></table>		協 定 名 称	協 定 機 関	1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－40）	（略）	2	消防相互応援協定（資料5－41）	（略）	3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－45）	（略）	4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－42）	（略）	表記の整理
	協 定 名 称	協 定 機 関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－33）	（略）																																
2	消防相互応援協定（資料5－34）	（略）																																
3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－38）	（略）																																
4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－35）	（略）																																
	協 定 名 称	協 定 機 関																																
1	愛知県内広域消防相互応援協定（資料5－40）	（略）																																
2	消防相互応援協定（資料5－41）	（略）																																
3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定（資料5－45）	（略）																																
4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定（資料5－42）	（略）																																
153	17	第4章 救援及び救護 第1節 避難 4 避難所の開設 市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、市及び県は、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。</u> <u>さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u>	第4章 救援及び救護 第1節 避難 4 避難所の開設 地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u> <u>また、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。</u>	対策の追加 																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		急給水体制の確保を図る。 (2)～(4) (略) (5) <u>プール、ため池、沈殿池、河川等</u> <u>飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化し、水質検査を受けた後、応急給水する。</u> 2 (略) 3 給水方法 市内には、自己水源として<u>3箇所（町屋、知多、廻間）</u>の送・配水場があるほか、県企業庁から供給を受ける配水場に緊急遮断弁（地震時に自動的に水を止める弁）<u>の設置を進めている</u>。また、名古屋市水道との緊急連絡管による取水が可能である。給水は、水道施設の応急復旧状況に併せ、段階的に次のとおり実施する。 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－<u>29</u>) 水道事故等による相互応援協定(資料5－<u>30</u>) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書(資料5－<u>31</u>) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5－<u>32</u>) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5－<u>44～48</u>) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5－<u>54、55</u>)	急給水体制の確保を図る。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> (2)～(4) (略) (5) <u>(削除)</u> 2 (略) 3 給水方法 市内には、自己水源として<u>2箇所（町屋、知多）</u>の送・配水場があるほか、県企業庁から供給を受ける配水場に緊急遮断弁（地震時に自動的に水を止める弁）<u>を設置している</u>。また、名古屋市水道との緊急連絡管による取水が可能である。給水は、水道施設の応急復旧状況に併せ、段階的に次のとおり実施する。 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－<u>36</u>) 水道事故等による相互応援協定(資料5－<u>37</u>) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書(資料5－<u>38</u>) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5－<u>39</u>) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5－<u>55、56、58～60</u>) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5－<u>68、69、75、76</u>)	対策の追加 表記の整理 表記の整理 表記の整理
159	15	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア～エ (略) オ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。	第3節 食糧 2 炊出し (1) 主食等の調達 ア～エ (略) オ 副食品、調味料については、協定締結団体に協力要請の上確保するほか、県及び関係機関に協力を要請する。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		炊き出し用として米穀を確保する手順図 <pre> graph TD A[市長 炊き出し必要量の把握] -- ①依頼 --> B[知事 農林水産部食育消費流通課 必要量の決定] B -- ②供給要請 --> C[農林水産省 在庫の把握、引渡し決定] C -- ③指示 --> D[政府米 玄米 の受託事業体] D -- ④引渡し --> E[市長 炊き出しの実施] A -.-> B </pre> 3、4 (略) 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料3－2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>44～48</u>） 災害時における支援協力に関する協定（資料5－<u>54、55、57、61</u>）	炊き出し用として米穀を確保する手順図 <pre> graph TD A[市長 炊き出し必要量の把握] -- ①依頼 --> B[知事 農業水産局食育消費流通課 必要量の決定] B -- ②供給要請 --> C[農林水産省 在庫の把握、引渡し決定] C -- ③指示 --> D[政府米 玄米 の受託事業体] D -- ④引渡し --> E[市長 炊き出しの実施] A -.-> B </pre> 3、4 (略) 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料3－2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>55～60</u>） 災害時における支援協力に関する協定（資料5－<u>68、69、71、75、76</u>）	表記の整理
163	1	第4節 生活必需品 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料3－2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>44～49、51</u>） 災害時における支援協力に関する協定（資料5－<u>54～57、61</u>）	第4節 生活必需品 資料 「様式・資料集」食品及び備蓄物資（資料3－2） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－<u>55～61、65</u>） 災害時における支援協力に関する協定（資料5－<u>68～71、75、76</u>）	表記の整理
167	2	第5節 医療 資料 「様式・資料集」医療施設等（資料2－4） 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料5－<u>17</u>） 災害医療救護に関する協定（資料5－<u>39</u>） 災害歯科医療救護に関する協定（資料5－<u>40</u>） 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（5－<u>41</u>）	第5節 医療 資料 「様式・資料集」医療施設等（資料2－4） 災害医療救護に関する協定（資料5－<u>47</u>） 災害歯科医療救護に関する協定（資料5－<u>48</u>） 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（5－<u>49</u>） 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料5－<u>50</u>）	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
167	20	第6節 住宅の確保 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。 2 県（建設部）及び市における措置（略）	第6節 住宅の確保 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先として調査に当たるものとする。</u> 2 県及び市における措置（略）	対策の追加 表記の整理								
175	21	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1) （略） (2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 （略） (3)、(4) （略） (5) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。 市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。 緊急通行車両等確認事務担当部局 <table><tr><td>県</td><td>防災局災害対策課 尾張県民事務所防災保安課</td></tr><tr><td>県公安委員会</td><td>警察本部 交通規制課 警察署 交通課 交通検問所</td></tr></table> 2 燃料の確保 （略） 資料 「様式・資料集」市有自動車（資料4－3）	県	防災局災害対策課 尾張県民事務所防災保安課	県公安委員会	警察本部 交通規制課 警察署 交通課 交通検問所	第9節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1) （略） (2) 緊急輸送道路の機能確保 管理道路における緊急輸送道路について、協定締結団体の協力を得つつ、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 （略） (3)、(4) （略） (5) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。 市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認届出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。 緊急通行車両等確認事務担当部局 <table><tr><td>県</td><td>防災安全局災害対策課 尾張県民事務所防災安全課</td></tr><tr><td>県公安委員会</td><td>警察本部 交通規制課 警察署 交通課 交通検問所</td></tr></table> 2 燃料の確保 （略） 資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車（資料4－2）	県	防災安全局災害対策課 尾張県民事務所防災安全課	県公安委員会	警察本部 交通規制課 警察署 交通課 交通検問所	表記の整理
県	防災局災害対策課 尾張県民事務所防災保安課											
県公安委員会	警察本部 交通規制課 警察署 交通課 交通検問所											
県	防災安全局災害対策課 尾張県民事務所防災安全課											
県公安委員会	警察本部 交通規制課 警察署 交通課 交通検問所											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害時における物資調達に関する協定 (資料 5 - <u>44</u>~<u>48</u>、<u>50</u>、<u>51</u>) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 (資料 5 - <u>52</u>) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 (資料 5 - <u>53</u>) 災害時における人員輸送に関する協定 (資料 5 - <u>21</u>、<u>22</u>)	災害時における物資調達に関する協定 (資料 5 - <u>55</u>~<u>60</u>、<u>62</u>、<u>65</u>) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定 (資料 5 - <u>66</u>) 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定 (資料 5 - <u>67</u>) 災害時における人員輸送に関する協定 (資料 5 - <u>25</u>、<u>26</u>)	
178	7	第 10 節 帰宅困難者対策 (略) 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。 1 一斉帰宅の抑制及び滞在場所の確保 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。	第 10 節 帰宅困難者対策 (略) 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。 1 一斉帰宅の抑制及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行うものとする。	表記の整理
183	8	第 6 章 都市施設の応急対策 第 1 節 公共施設 1 道路及び橋梁 (1) 安全対策 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 また、技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。	第 6 章 都市施設の応急対策 第 1 節 公共施設 1 道路及び橋梁 (1) 安全対策 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> また、技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
184	26	4 市庁舎等の公共施設 (1) (略) (2) 施設建物・設備の保全等 ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を支援本部へ報告する。 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5－<u>24</u>、<u>26</u>)	4 市庁舎等の公共施設 (1) (略) (2) 施設建物・設備の保全等 ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を支援本部へ報告する。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5－<u>31</u>、<u>33</u>)	対策の追加 表記の整理
185	9	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5－<u>25</u>) 2～5 (略) 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ア、イ (略) ウ 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 <u>(ア)</u> 伝送路が被災した場合	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料5－<u>32</u>) 2～5 (略) 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ア、イ (略) ウ 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 <u>(ア)</u> <u>西日本電信電話株式会社</u> <u>a</u> 伝送路が被災した場合	対策の追加 表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 (イ) 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 (ウ) 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。 (エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。 (追加)	可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 b 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 c 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。 d 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。 (イ) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 a 伝送路が被災した場合 応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。 b 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。	対策の追加
190	17	第7章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－<u>24、25、26</u>） 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 ア～エ (略) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) (略) (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安	第7章 交通対策及び災害警備 第1節 交通障害物の撤去 1 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－<u>31、32、33</u>） 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 ア～エ (略) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) (略) (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		委員会の事務担当当局等に提出するものとする。 (2) 自衛官及び消防職員の措置 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場 にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行 を確保するため、同法第 76 条の 3 の規定により<u>災害時におけ る交通規制等の措置を行うことができる</u>。その場合、措置命 令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄 する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しな ければならない。	委員会の事務担当当局等に提出するものとする。 (2) 自衛官及び消防職員の措置 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場 にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行 を確保するため、<u>緊急交通路において同法第 76 条の 3 の規定 により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に 対して必要な措置をとることができる</u>。その場合、措置命令・ 措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する 警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなけれ ばならない。	表記の整理
195	23	第 2 節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (1)、(2) (略) (3) 交通規制の実施時 災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止さ れる交通規制が行われたときは、<u>通行禁止区域内</u>の一般車両 の運転者は、次の措置をとらなければならない。 ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。 (ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたとき は、指定された道路の区間以外の場所</u> (イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われたときは、指定 された区域の道路以外の場所</u>	第 2 節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (1)、(2) (略) (3) 交通規制の実施時 災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止さ れる交通規制が行われたときは、<u>同法第 76 条の 2 の規定によ り、緊急交通路内</u>の一般車両の運転者は、次の措置をとらな ければならない。 ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。 (ア) <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u> (イ) <u>緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の 場所</u>	表記の整理
198	2	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみの収集及び処理 災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対 処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。 1 処理体制の確保 <u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要がある ため、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省大臣官房廃 棄物・リサイクル対策部）に基づき、平常時に災害廃棄物処理 計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できる よう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避</u>	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 <u>ごみ・し尿対策</u> 災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対 処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。 1 <u>災害廃棄物処理実行計画の策定</u> <u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成 31 年 3 月に春日井市災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」と いう。）を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に 処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所 ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体</u>	災害廃棄物処 理計画の策定 による対策の 修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u> <u>また、災害の規模及び被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</u> (1) <u>施設等の確保</u> ア <u>クリーンセンターの非常点検を行い、施設及び設備の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</u> イ <u>清掃事業所の非常点検を行い、施設、設備及び収集車両の被害状況を把握し、必要な収集車両を確保する。</u> ウ <u>大量に生じるごみに対応するため、関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。</u> (2) <u>応援・協力要請</u> ア <u>発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</u> イ <u>ごみの発生量が大量で、市の収集処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援を要請する。</u> 被災時の支援体制 (略) 2 収集・処理方法 (1) 収集及び運搬 ア <u>ごみの分別は、可能な限り燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び処理困難物の5区分とする。</u>	<u>との連携・協力等について、具体的に示したものである。</u> <u>災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。</u> 2 処理体制の確保 <u>発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。</u> (1) <u>施設等の確保</u> ア <u>クリーンセンター・衛生プラントの非常点検を行い、職員、施設及び設備等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</u> イ <u>清掃事業所の非常点検を行い、職員、施設、設備及び収集車両等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</u> ウ <u>関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。</u> エ <u>委託業者及び許可業者の被害状況を把握するとともに、道路被害、公共下水道被害及び交通規制等の状況を確認する。</u> オ <u>被害状況等に応じて、避難部と連携して避難所等の仮設トイレ等必要数を把握し、備蓄品を確保する。</u> (2) <u>応援・協力要請</u> ア <u>災害廃棄物の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</u> イ <u>市の既存施設による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び協定に基づく広域応援を要請する。</u> 被災時の支援体制 (略) 3 <u>ごみの収集・処理方法</u> (1) 収集及び運搬 ア <u>市民、避難所及び事業所等へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集方法について周知を行</u>	災害廃棄物処理計画の策定による対策の修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考														
		イ 市民及び事業所へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集計画に関する広報を実施する。 ウ 優先順位は、概ね次のとおりとする。 (ア) 腐敗性の高い燃やせるごみを最優先で収集する。 (イ) 被害の甚大な地域を優先的に収集する。なお、被害軽微地区のごみは、一時中止又は収集回数を減少するなどの措置をとる。 (ウ) 緊急性の低い燃やせないごみ及び粗大ごみは、一時仮置場に搬送し、被害家屋からの排出を優先して行う。 エ 道路等に排出又は放置されたごみは、適宜配車計画をたて分別の上、収集する。 オ 収集及び運搬に当たっては、交通規制等の道路状況を事前に確認し、効率的な処理に努める。 (2) 処理 ア クリーンセンターでの処理は、燃やせるごみを最優先して処理する。 イ 仮置場に搬送されたごみは、必要に応じて分別、中間処理を行い減量化に努め、状況に応じてクリーンセンター等へ搬入し処理する。 なお、仮置場の衛生には十分配慮し、必要に応じて消毒等を実施する。 ウ フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。 エ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。 資料 「様式・資料集」清掃施設・設備（資料２－５） ごみ処理相互援助に関する協定書（資料５－62） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（資料５－63） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料５－64～66） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援	う。 イ 収集に当たっての優先順位は、概ね次のとおりとする。 <table><tr><th>優先順位</th><th>ごみの種類</th><th>特徴</th></tr><tr><td rowspan="5">高 ↑ ↓ 低</td><td>感染性廃棄物</td><td>緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。</td></tr><tr><td>使用済み簡易トイレ（し尿）</td><td>簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。</td></tr><tr><td>腐敗性廃棄物（生ごみ）</td><td>ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。</td></tr><tr><td>その他燃やせるごみ</td><td>袋に入れて分別保管し、処理を行う。</td></tr><tr><td>資源物 燃やせないごみ</td><td>保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。</td></tr></table> ウ 資源、粗大ごみは、一時収集等を休止又は収集頻度を低減させ、優先順位の高いものを優先的に収集する。 エ 収集に当たっては、情報管理部との連絡を密にし、道路被害、交通規制などの情報を把握して安全かつ効率的に行う。 オ 災害廃棄物は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。 (2) 仮置場の運用及び災害廃棄物処理の実施 ア 燃やせるごみ及び感染性廃棄物については、収集後、仮置場へ搬入せず直接クリーンセンターへ搬入する。 イ 災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。 ウ 災害廃棄物は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。 エ 仮置場において、有害物・危険物等は、遮水シート等を敷設するなど適切に管理を行う。 オ 仮置場では、環境汚染や火災を未然に防止するとともに、近隣住民・作業員の安全と健康を守るため、必要に応じて	優先順位	ごみの種類	特徴	高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。	災害廃棄物処理計画の策定による対策の修正
優先順位	ごみの種類	特徴																
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。																
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。																
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。																
	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。																
	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		に関する協定（資料 5－67） 第 2 節 し尿の収集及び処理 【衛生部】 地震によるライフラインの被害に伴う公共下水道の機能低下、また、避難所におけるし尿の処理に的確に対処し、日常生活に支障を及ぼさないよう衛生的な処理に努める。 1 処理体制の確保 衛生部は、災害の規模及び被害状況に基づいた収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。 (1) 施設等の確保 ア 衛生プラントの非常点検を行い、施設及び設備の被害状況を把握し、応急復旧を行う。 イ 収集車両の被害状況を把握し、必要な収集車両を確保する。 (2) 応援・協力要請 ア 被害状況に応じ、関係業者との流通備蓄協定に基づき、仮設トイレの借上げを協力要請する。 イ 発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者との協定に基づき、臨時収集を要請する。 ウ 市の収集処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援を要請する。 2 仮設トイレ等の設置 (1) 被害状況等に応じて、仮設トイレ及び簡易トイレを指定避難所、福祉避難所に避難部と調整し設置する。また、マンホールトイレシステムの整備された指定避難所は、マンホールトイレを設置する。 (2) 仮設トイレの衛生状態の維持には、十分配慮し、適宜消毒	消毒剤・消臭剤散布など適切な衛生管理を行う。 カ 災害廃棄物は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。 キ 災害廃棄物は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内での広域処理を検討する。 4 し尿の収集・処理方法 (1) 被害状況に応じ、避難部と調整し、仮設トイレを避難所等に設置する。 (2) 収集は、避難所や被害の甚大な地域を優先する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。 (3) 収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備（資料 2－5） ごみ処理相互援助に関する協定書（資料 5－78） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（資料 5－79） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料 5－80～83） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料 5－84）	災害廃棄物処理計画の策定による対策の修正 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																												
		<u>等を実施する。</u> 3 <u>収集・処理方法</u> (1) <u>指定避難所及び福祉避難所から排出されるし尿及びその他の仮設トイレの収集を最優先する。</u> (2) <u>被害の甚大な地域を優先的に収集する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。</u> (3) <u>収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。</u>																														
202	18	第3節 がれき対策 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>24、26</u> ）	第3節 がれき対策 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>31、33</u> ）	表記の整理																												
204	18	第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 3 学校施設の復旧等 (1) 学校施設の被害状況の把握 ア、イ （略） （追加）	第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 3 学校施設の復旧等 (1) 学校施設の被害状況の把握 ア、イ （略） <u>ウ 被害状況の収集に関しては、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。</u>	対策の追加																												
208	11	第10章 災害救助法の適用 2 救助の種類 （略） <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設部）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市（県が委任）		第10章 災害救助法の適用 2 救助の種類 （略） <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（<u>建築局</u>）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <u>建築局</u> ）		食品の給与	市（県が委任）		表記の整理
救助の種類	実施者																															
	局地災害の場合	広域災害の場合																														
避難所の設置	市（県が委任）																															
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																															
食品の給与	市（県が委任）																															
救助の種類	実施者																															
	局地災害の場合	広域災害の場合																														
避難所の設置	市（県が委任）																															
応急仮設住宅の設置	県（ <u>建築局</u> ）																															
食品の給与	市（県が委任）																															

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		飲料水の給与	市（県が委任）			飲料水の給与	市（県が委任）			
		被服、寝具の給与	市（県が委任）			被服、寝具の給与	市（県が委任）			
		医療、助産	市（県が委任）	県（ <u>健康福祉部</u> ） 日本赤十字社愛知県支部		医療、助産	市（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部		
		被災者の救出	市（県が委任）			被災者の救出	市（県が委任）			
		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（ <u>建設部</u> ）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（ <u>建築局</u> ）		
		学用品の給与				学用品の給与				
		市立小・中学校等 児童生徒分	市（県が委任）			市立小・中学校等 児童生徒分	市（県が委任）			
		県立高等学校、特別 支援学校等、私立学 校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 部、教育委員会）			県立高等学校、特別 支援学校等、私立学 校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 局、教育委員会）			
		埋葬	市（県が委任）			埋葬	市（県が委任）			
		死体の捜索及び処理	市（県が委任）			死体の捜索及び処理	市（県が委任）			
		住居又はその周辺の 土石等の障害物の除 去	市（県が委任）			住居又はその周辺の 土石等の障害物の除 去	市（県が委任）			
210	13	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安全のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付す				第5編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安全のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付す				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		るものとする。 (追加) 資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱 (資料 7-10) 第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (1)～(3) (略) (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。	るものとする。 <u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> 資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱 (資料 7-11) 第2節 義援金、災害弔慰金等 2 災害弔慰金等の支給 (1)～(3) (略) (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。	対策の追加 表記の整理 表記の整理
217	6	第3章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 (略) (1) <u>法律により一部負担又は補助されるもの</u> ア 法律 (ア)～(コ) (略) イ 要綱等 (ア)～(ウ) (略) (追加)	第3章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 (略) (削除) (1) <u>法律により一部負担又は補助されるもの</u> ア～コ (略) (2) <u>要綱等により一部負担又は補助されるもの</u> ア～ウ (略) 3 <u>激甚災害の指定</u> (1) <u>激甚災害の指定に係る県調査等への協力</u> 激甚災害及び局地激甚災害の指定に係る調査を県が行う際には、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その	表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																		
		(2) 激甚災害に係る財政援助措置 ア、イ (略) ウ 中小企業に関する特別の助成 (ア)、(イ) (略) (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ (略) 3 災害復旧事業の実施 (略)	他激甚法に定める必要な事項の調査等に協力する。 (2) 指定後の関係調書等の提出 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出する。 (3) 激甚災害に係る財政援助措置 ア、イ (略) ウ 中小企業に関する特別の助成 (ア)、(イ) (略) (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ (略) 4 災害復旧事業の実施 (略)	表記の整理																																																		
231	11	資料3 著名な大地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日 (略)</th><th>地震名 (略)</th><th>規模(M) (略)</th><th>地域 (略)</th><th>被害状況等 (略)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23. 3. 11</td><td>平成 23 年東北地方太平洋沖地震</td><td>9. 0</td><td>三陸沖</td><td>死者 19,630、行方不明者 2,569、負傷者 6,230、住家全壊 121,781、半壊 280,962 最大震度 7 (※平成 30 年 3 月 7 日公表、消防庁第 157 報による)</td></tr> <tr> <td>28. 4. 14 28. 4. 16</td><td>平成 28 年熊本地震</td><td>6. 5 7. 3</td><td>熊本県熊本地方</td><td>死者 269、負傷者 2,807、住家全壊 8,668、半壊 34,718 最大震度 7 (※平成 30 年 8 月 14 日公表、消防庁第 118 報による)</td></tr> <tr> <td>28. 10. 21</td><td>平成 28 年鳥取県中部地震</td><td>6. 6</td><td>鳥取県中部</td><td>負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)</td></tr> <tr> <td>30. 6. 18</td><td>平成 30 年大</td><td>6. 1</td><td>大阪府北</td><td>死者 5、負傷者 435、住</td></tr> </tbody> </table>	年月日 (略)	地震名 (略)	規模(M) (略)	地域 (略)	被害状況等 (略)	23. 3. 11	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19,630、行方不明者 2,569、負傷者 6,230、住家全壊 121,781、半壊 280,962 最大震度 7 (※平成 30 年 3 月 7 日公表、消防庁第 157 報による)	28. 4. 14 28. 4. 16	平成 28 年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 269、負傷者 2,807、住家全壊 8,668、半壊 34,718 最大震度 7 (※平成 30 年 8 月 14 日公表、消防庁第 118 報による)	28. 10. 21	平成 28 年鳥取県中部地震	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)	30. 6. 18	平成 30 年大	6. 1	大阪府北	死者 5、負傷者 435、住	資料3 著名な大地震 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日 (略)</th><th>地震名 (略)</th><th>規模(M) (略)</th><th>地域 (略)</th><th>被害状況等 (略)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23. 3. 11</td><td>平成 23 年東北地方太平洋沖地震</td><td>9. 0</td><td>三陸沖</td><td>死者 19,689、行方不明者 2,563、負傷者 6,233、住家全壊 121,995、半壊 282,939 最大震度 7 (※平成 31 年 3 月 8 日公表、消防庁第 159 報による)</td></tr> <tr> <td>28. 4. 14 28. 4. 16</td><td>平成 28 年熊本地震</td><td>6. 5 7. 3</td><td>熊本県熊本地方</td><td>死者 273、負傷者 2,809、住家全壊 8,667、半壊 34,719 最大震度 7 (※平成 31 年 4 月 12 日公表、消防庁第 121 報による)</td></tr> <tr> <td>28. 10. 21</td><td>平成 28 年鳥取県中部地震</td><td>6. 6</td><td>鳥取県中部</td><td>負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)</td></tr> <tr> <td>30. 6. 18</td><td>平成 30 年大</td><td>6. 1</td><td>大阪府北</td><td>死者 6、負傷者 462、住</td></tr> </tbody> </table>	年月日 (略)	地震名 (略)	規模(M) (略)	地域 (略)	被害状況等 (略)	23. 3. 11	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19,689、行方不明者 2,563、負傷者 6,233、住家全壊 121,995、半壊 282,939 最大震度 7 (※平成 31 年 3 月 8 日公表、消防庁第 159 報による)	28. 4. 14 28. 4. 16	平成 28 年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 273、負傷者 2,809、住家全壊 8,667、半壊 34,719 最大震度 7 (※平成 31 年 4 月 12 日公表、消防庁第 121 報による)	28. 10. 21	平成 28 年鳥取県中部地震	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)	30. 6. 18	平成 30 年大	6. 1	大阪府北	死者 6、負傷者 462、住	情報の整理
年月日 (略)	地震名 (略)	規模(M) (略)	地域 (略)	被害状況等 (略)																																																		
23. 3. 11	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19,630、行方不明者 2,569、負傷者 6,230、住家全壊 121,781、半壊 280,962 最大震度 7 (※平成 30 年 3 月 7 日公表、消防庁第 157 報による)																																																		
28. 4. 14 28. 4. 16	平成 28 年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 269、負傷者 2,807、住家全壊 8,668、半壊 34,718 最大震度 7 (※平成 30 年 8 月 14 日公表、消防庁第 118 報による)																																																		
28. 10. 21	平成 28 年鳥取県中部地震	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)																																																		
30. 6. 18	平成 30 年大	6. 1	大阪府北	死者 5、負傷者 435、住																																																		
年月日 (略)	地震名 (略)	規模(M) (略)	地域 (略)	被害状況等 (略)																																																		
23. 3. 11	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	死者 19,689、行方不明者 2,563、負傷者 6,233、住家全壊 121,995、半壊 282,939 最大震度 7 (※平成 31 年 3 月 8 日公表、消防庁第 159 報による)																																																		
28. 4. 14 28. 4. 16	平成 28 年熊本地震	6. 5 7. 3	熊本県熊本地方	死者 273、負傷者 2,809、住家全壊 8,667、半壊 34,719 最大震度 7 (※平成 31 年 4 月 12 日公表、消防庁第 121 報による)																																																		
28. 10. 21	平成 28 年鳥取県中部地震	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32、住家全壊 18、半壊 312 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 3 月 22 日公表、消防庁第 38 報による)																																																		
30. 6. 18	平成 30 年大	6. 1	大阪府北	死者 6、負傷者 462、住																																																		

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
		30.9.6	阪府北部地震 平成 30 年北海道胆振東部地震	6.7	部 北海道胆振地方中東部	家全壊 12、半壊 273 最大震度 6 弱 (※平成 30 年 7 月 29 日公表、消防庁第 28 報による) 死者 41、負傷者 681、住家全壊 32、半壊 18 最大震度 7 (※平成 30 年 9 月 12 日公表、消防庁第 22 報による)	30.9.6	阪府北部地震 平成 30 年北海道胆振東部地震	6.7	部 北海道胆振地方中東部	家全壊 21、半壊 483 最大震度 6 弱 (※令和元年 8 月 20 日公表、消防庁第 32 報による) 死者 43、負傷者 782、住家全壊 469、半壊 1,660 最大震度 7 (※令和元年 8 月 20 日公表、消防庁第 35 報による)	
233	9	資料 5 災害対策本部組織体制・事務分掌					資料 5 災害対策本部組織体制・事務分掌					体制の整理
		部長 総括責任者	担当課	主な事務分掌			部長 総括責任者	担当課	主な事務分掌			
		本部事務局部 部長 ◎総務部長 (追加) 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長	「本部班」 市民安全課	1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請の決定に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。(総務班と協働する。)			本部事務局部 部長 ◎総務部長 ○総務部参事 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長	「本部班」 市民安全課	1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議の開催に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。(総務班と協働する。)			
			「総務班」 総務課	(略)				「総務班」 総務課	(略)			
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)			
		技術部 部長 ◎建設部長	河川排水課 道路課 公園緑地課	(略)			技術部 部長 ◎建設部長	河川排水課 道路課 公園緑地課	(略)			

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 （追加） 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長	住宅施設課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課		○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 ○建設部次長兼まちづくり推進部次長 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長	住宅施設課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課		
242	33	資料6 地震・津波被害の予測及び減災効果 1 南海トラフで発生する <u>恐れ</u> のある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1)、(2) (略) 資料：愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （平成 30 年修正）			資料6 地震・津波被害の予測及び減災効果 1 南海トラフで発生する <u>おそれ</u> のある地震・津波の被害予測及び減災効果 (1)、(2) (略) 資料：愛知県地域防災計画（地震・津波災害対策計画） （令和元年 6 月修正）			表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
244	2	資料8 付録 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う本市の対応については、当面の間は次のとおりとすることとし、国の「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等の修正を基に、県が「愛知県地域防災計画」等を修正する際に見直すこととする。</u> ＜本市の対応＞ （略） ＜参考 「南海トラフ地震に<u>関連</u>する情報」＞ 1 経緯 ○ 気象庁は、<u>国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の最終報告書（平成29年9月26日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日より開始した。</u> 2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件 ○ <u>南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。</u> <table><tr><th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr><tr><td>南海トラフ地震に<u>関</u> <u>連</u>する情報（臨時）</td><td>○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大</td></tr></table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に <u>関</u> <u>連</u> する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大	資料8 付録 <u>気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月26日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成29年11月1日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本市の対応については暫定的に以下＜本市の対応＞のとおりとしている。</u> <u>また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（以下「ガイドライン」）が公表された（平成31年3月29日）。</u> <u>国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を基に、県が「愛知県地域防災計画」等を修正する際に見直すこととする。</u> ＜本市の対応＞ （略） ＜参考 「南海トラフ地震に<u>関する情報について</u>」＞ 1 経緯 ○ 気象庁は、<u>「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成31年3月29日）。</u> 2 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（令和元年5月31日より提供開始） <table><tr><th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時 <u>情報</u>※</td><td>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</td></tr></table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時 <u>情報</u> ※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	「南海トラフ地震に関する情報」の検討結果に伴う修正 「南海トラフ地震に関する情報」の検討結果に伴う修正 「南海トラフ地震に関する情報」の検討結果に伴う修正
情報名	情報発表条件											
南海トラフ地震に <u>関</u> <u>連</u> する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大											
情報名	情報発表条件											
南海トラフ地震臨時 <u>情報</u> ※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合											

頁	行	修 正 前		修 正 後			備 考
			規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)		
		南海トラフ地震に関連する情報（定例）	(追加) ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	※ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）を付記して発表される。			
		※ 南海トラフ沿いでマグニチュード 7 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象 (追加)		＜参考 ガイドライン概要＞ 1 防災対応の基本的な考え方 ○ 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である ○ 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である 2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方			「南海トラフ地震に関する情報」の検討結果に伴う修正
				半割れ/被害甚大ケース (大規模地震M8.0以上)	一部割れ/被害限定ケース (前震可能性地震M7.0 以上)	ゆっくりすべり/被害なしケース	「南海トラフ地震に関する情報」の検討結果に伴う修正

頁	行	修	正	後	備	考
				特性		

頁	行	修 正 前	修 正 後			備 考
			住民の対応 <u>沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施</u> ・ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ・ 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・ それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	<u>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</u> ・ 日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	<u>地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</u> ・ 日頃からの地震の備えを再確認する等警戒レベルを上げる	

頁	行	修 正 前	修 正 後				備 考
			企業 の 対 応	・ 不特定多数の者が利用する施設や、<u>危険物取扱施設等</u>については、<u>出火防止措置等の施設点検を確実に実施</u> ・ <u>大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施</u> ・ <u>それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる</u> ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	・ <u>日頃からの地震への備えを再確認する等</u> ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	・ <u>日頃からの地震への備えを再確認する等</u> ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施	
			期間 最も警戒する	・ <u>1 週間を基本</u> ・ <u>その後、「一部割れケース」の防災対応を1 週間取することを基本</u>	・ <u>1 週間を基本</u>	・ <u>すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで</u>	

